

栃木県知事選挙のお知らせ

入場券は、圧着ハガキで世帯主様宛てに届きます。(ハガキ1枚に4人分掲載されます。)

問選挙管理委員会事務局(総務課内) ☎(57)4114 FAX(57)4190 ✉soumu@town.nogi.lg.jp

◆投票日

11月15日(日) 7時~20時 《告示日 10月29日(木)》

◆期日前投票期間・時間

10月30日(金)~11月14日(土) 8時30分~20時

◆期日前投票所

役場本館2階 大会議室 ※エレベーターがございます。

持ってくるもの

入場券(届いている場合) ※入場券は10月29日に発送

投票できる方

- ・平成14年11月16日以前に生まれた方
- ・令和2年7月28日以前に野木町に住民票が作成された、又は転入届をした方で、引き続き野木町に住んでいる方

《最近転入した方はご注意を!》

栃木県内の他の市町から令和2年7月29日以降に野木町に転入した方は、一般的に選挙人名簿に登録のある前住所地等で投票することができます。前住所地等で投票する際には、投票所で市町村長が発行する「引き続き栃木県の区域内に住所がある旨の証明書」(無料)を提示するか、又は「引き続き県内に住所を有することの確認」(無料)を申請する必要があります。(証明書は、最寄りの住民登録窓口などで取得できます。)

《「宣誓書兼請求書」が「投票所入場券」と一体になりました》

期日前投票を行う際は、宣誓書兼請求書の提出が必要となります。投票所入場券の裏面に「宣誓書兼請求書」を印刷しました。あらかじめご自宅等で必要事項を記入してからお越しいただくと受付の時間が短縮できますので、ぜひご活用ください。

※今までの様式のもの、期日前投票所に用意します。また、ホームページにも掲載しますので、こちらをご利用いただくこともできます。

宣誓書兼請求書(期日前投票)

私は令和2年11月15日執行の栃木県知事選挙の 令和2年 月 日
当日、下記の事由に該当する見込みです。 ※期日前投票をする日を記入

氏名	大・昭・平 年 月 日生	
住所	野木町大字	
該当する事由の番号を○で囲んでください。		
事由	1 仕事、学業、冠婚葬祭	5 住所移転
	2 外出、旅行、滞在	6 天災、悪天候
	3 病気、ケガ、出産、歩行困難	

← 期日前投票をする日を記入

← 氏名、生年月日を記入

← 住所を記入

← 期日前投票の事由(番号)を○で囲む

上記の事項が事実であることを誓い、投票用紙を請求します。
野木町選挙管理委員会委員長 様

新型コロナウイルス感染症への対策について

投票所や開票所において、消毒液の設置や換気などの対応を行います。投票の際にはマスクの着用や咳エチケットの徹底、周りの人との距離を保った行動にご協力ください。皆様のご理解、ご協力をお願いします。

【期日前投票制度】

投票日に仕事や学校、レジャーなどで外出のご予定がある方又は体調などにより当日投票所に行けない見込みの方などは、期日前投票期間・時間内であれば、ご都合のよい日時に投票することができます。ぜひご利用ください。

◆期日前投票を利用する際は、宣誓書兼請求書の提出が必要となります。**投票所入場券の裏面に「宣誓書兼請求書」を印刷しました。**あらかじめご自宅等でご記入されてから期日前投票所にお越しただくと受付時間が短縮できます。ぜひ、ご活用ください。

※「宣誓書兼請求書」は、ホームページにも掲載します。事前にダウンロードし、自筆で記入したものをお持ちいただくこともできます。また、今までどおり期日前投票所に「宣誓書兼請求書」を備え付けてあります。

◆入場券がなくても投票できます。ただし、受付時に選挙人名簿登載の有無について、本人確認をさせていただきます。

【不在者投票制度】

①名簿登録地以外の市区町村の選挙管理委員会での不在者投票

遠方に滞在などしている方が、その滞在地で投票する制度です。事前に野木町選挙管理委員会(名簿登録地の選挙管理委員会)に、投票用紙などの必要な書類を請求します。後日、交付された投票用紙などを最寄りの(滞在する)市区町村の選挙管理委員会に持参し、投票します。

②指定病院等での不在者投票

病院、老人ホームなどに入院又は入所している方が、その施設の指定した投票日に施設内で投票できる制度です。投票を希望する場合は、投票用紙を病院長などに請求することができます。

③郵便等による不在者投票

郵便などを利用して投票できる制度です。身体障害者手帳又は戦傷病者手帳の交付を受けている選挙人で、【表1】のような障がいのある方(○印の該当者)又は介護保険被保険者証の要介護状態が「要介護5」の方は、事前登録のうえ、自宅などで投票用紙に記入し、郵便や信書便によって投票することができます。また、【表2】のような障がいのある方(○印の該当者)で、自ら投票の記載をすることができない方は代理記載によって郵便等投票を行うことができます。

※事前登録の方法などにつきましては、町選挙管理委員会までお問い合わせください。

なお、手続きにはお時間がかかりますので、予めご承知おき願います。

【表1】

	障がい名	障がいの程度		
		1級	2級	3級
身体障害者手帳	両下肢、体幹、移動機能の障がい	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸の障がい	○	—	○
	免疫、肝臓の障がい	○	○	○

	障がい名	障がいの程度			
		特別項症	第1項症	第2項症	第3項症
戦傷病者手帳	両下肢、体幹の障がい	○	○	○	該当なし
	心臓、じん臓、呼吸器、ぼうこう、直腸、小腸、肝臓の障がい	○	○	○	○

【表2】

身体障害者手帳	障がい名	障がいの程度	戦傷病者手帳	障がい名	障がいの程度		
		1級			特別項症	第1項症	第2項症
	上肢、視覚の障がい	○		上肢、視覚の障がい	○	○	○

栃木県知事選挙 投票所案内図

友沼小学校 | 階教室
(第1投票所)

投票区域
本新田
下影
角新田
上羽毛田
中古屋
友下 友西

松原コミュニティセンター
(第2投票所)

投票区域
松原1
松原2
松原3
松原4東のJR
宇都宮線西側
松原4西

野木会館
(第3投票所)

投票区域
野木1の1
野木1の2
野木2
ひまわり団地
野木3 野木4
野木5 野木6
野木原

野渡コミュニティセンター
(第4投票所)

投票区域
野渡1
野渡2の1
野渡2の2
野渡3 野渡4
富岡 野渡5
野渡6 狐塚1
狐塚2 陽光台

南赤塚小学校 | 階教室
(第5投票所)

投票区域
矢畑 中根 御門
座又 行家 北斗
中之内 篠山1
篠山2 中谷1
中谷2 中谷3
中谷4

野木町公民館
(第6投票所)

投票区域
丸林東上1
丸林東上2
丸林東上3
丸林東中1

新橋小学校 | 階教室
(第7投票所)

投票区域
芝山1 芝山2
新橋西1
新橋西2
新橋西3
卯ノ木1
卯ノ木2

丸林西会館
(第8投票所)

投票区域
丸林西上
丸林西中1
丸林西中2
丸林西中3
丸林西中4
丸林西下 (プレシオン)

土地区画整理記念会館
(第9投票所)

投票区域
丸林東中2
丸林東下1
丸林東下2
丸林東下3
丸林東下4
丸林東下5

老人福祉センター(ホープ館)
(第10投票所)

投票区域
新橋東1
新橋東2
新橋東3
大塚1 大塚2
ブルームィンガーデン野木
松原4東のJR
宇都宮線東側

潤島公民館
(第11投票所)

投票区域
潤島1
潤島2
潤島3
潤島4

佐川野小学校 | 階教室
(第12投票所)

投票区域
若林1 若林長野 若林西長野
佐川野上
佐川野中 佐川野西
佐川野下の1
佐川野下の2
佐川野下の3
佐川野下の4

川田集落センター
(第13投票所)

投票区域
川田1
川田2
川田3

◆防災行政無線による投票日のお知らせについて

投票日の11月15日に、投票日であることの周知と棄権防止や投票を促すため、次の時間に防災行政無線で投票日のお知らせを放送します。

【①午前8時00分 ・ ②午後1時00分 ・ ③午後7時00分】

◆選挙公報

栃木県知事選挙の選挙公報は、新聞折込みで配布します。

また、町役場、町公民館、町立図書館、野木エニスホール、老人福祉センター、きらり館、野木ホフマン館、ひまわり館、野木駅自由通路に備え付けますので、ご自由にお持ち帰りください。なお、町ホームページにも掲載します。